

県立学校の臨時休業について（保護者の皆様へ 5月7日時点）

県教育委員会から、国の緊急事態宣言の延長を受け、すべての県立学校について臨時休業期間を5月31日まで延長することを決定したとの通知がありました。併せて、国が学校教育活動の再開に向けての取組を進めることを示したことを受け、5月7日以降の一定期間（2週間程度）経過後においては、県全体及び各地区（福岡、北九州、筑後、筑豊）の感染状況を踏まえ、専門家の意見を聞いた上で、分散登校など段階的な教育活動の再開に向けた取組を実施することを目指すとされています。（ただし感染者又は濃厚接触者と新たに判断された職員や幼児児童生徒が在籍している学校においては、分散登校などは実施しない。また特別支援学校については、幼児児童生徒の状況や通学の状況等に鑑み慎重に判断することです。）

つきましては、本校としましても、以下の対応を行います。

- ①臨時休校を5月31日（日）まで延長とします。
- ②登校日等の実施が可能かどうかは、5月19日までに連絡します。
（必ず登校日を設けるということではありません。）
- ③家庭学習の支援等については担任等から定期的に連絡をします。

休校期間が長期になっていますが、家庭でのお子様の見守りにご協力いただいたことも感染者数の急増を防いでいる成果のひとつと思っています。今回の休校延長については、これまでの皆様のご協力を無駄にしないためにも、今一度、外出の自粛をはじめ、更なる接触機会の削減に努めていただきますようお願いいたします。

学校においては、再開に向け、教職員が子供たちを万全の体制で受け入れるよう、しっかりと準備に努めてまいります。

福岡県立小倉聴覚特別支援学校長